

更新のための研修フローチャート

ご自分の受講可能な研修をご確認ください。

総合健康推進財団
20年度第1期申込用

「介護支援専門員としての登録地」又は「(現在実務に従事している方は) 事業所の所在地」のいずれかが神奈川県である

YES

NO

申込時点で実務に従事している (ケアプランを作成する業務をしている)

YES

NO

神奈川県では受講することはできません。(登録地が神奈川県以外の方は、登録都道府県へお問い合わせください。)

登録地が神奈川県である

申込時点で有効期間満了日まで1年未満である

YES

NO

YES

NO

実務経験が6ヶ月以上

実務経験が6ヶ月以上

この時点では受講することはできません

YES

NO

YES

NO

YES

NO

専門研修課程 I
(33 時間)
※①案内 A

専門研修課程 I
(33 時間)
※①案内 A

更新研修 33h
(専門 I 相当)
※①案内 B

更新のためには専門 II 又は更新 20h の受講も必要です

更新のためには専門 II の受講も必要です

更新のためには更新 20h の受講も必要です

実務経験が3年以上

更新研修 33h
(専門 I 相当)
※①案内 B

実務経験が3年以上

YES

NO

更新のためには更新 20h の受講も必要です

申込時点で有効期間満了日まで1年未満である

更新のためには更新 20h の受講も必要です

YES

NO

専門研修課程 II
(20 時間)
※②案内 A

更新研修 20h
(専門 II 相当)
※②案内 B

この時点では専門 II を受講することはできません。(登録地が神奈川県以外で有効期間満了日まで1年未満の方は、登録都道府県へお問い合わせください。)

この時点では受講することはできません。(登録地が神奈川県以外で有効期間満了日まで1年未満の方は、登録都道府県へお問い合わせください。)

更新研修 20h
(専門 II 相当)
※②案内 B

更新研修 44h
(実務研修相当)
案内 C

更新のためには専門 I 又は更新 33h の受講も必要です

更新のためには専門 I 又は更新 33h の受講も必要です

登録都道府県へ**更新手続き** (有効期間満了日の1年前からしかできません) 後、**更新完了** (その後は5年ごとの更新となります。神奈川県登録の方は、神奈川県社会福祉協議会で更新申請を受理した日に遡って交付します。)

研修の一部免除について

- ※A : 神奈川県において平成 16・17 年度に実施した旧基礎研修課程 I 又は II 修了者 (I・II どちらかでも可、他県において受講した場合は要相談) は専門研修課程 I・更新研修 33h (専門 I 相当) は免除 (受講不要)
専門 I の免除はこの場合のみ
- ※B : 神奈川県において平成 16・17 年度に実施した旧専門研修課程修了者 (他県において受講した場合は要相談) は専門研修課程 II・更新研修 20h (専門 II 相当) に免除科目あり